平成２９年（フ）第４００号
静岡市駿河区馬渕４丁目16番50号　桜ハイツ２－203号
債務者　水口　優紀
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４号
栃木県大田原市紫塚４丁目3941番地45　大田原コーポ201号
債務者　越前屋智明
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第４６０９号
大阪府守口市藤田町４丁目17番１号
債務者　田村　善一
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１０号
大阪府守口市藤田町４丁目17番１号
債務者　田村美智子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９６号
大阪市淀川区新北野１丁目13番16－306号、前住所大阪市淀川区十三東３丁目５番９号
大島紬ビル　505号
債務者　千葉みゆき
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６号
静岡県焼津市西小川６丁目５番地の２　リバーサイドＱ１－101、旧住所静岡県藤枝市時ケ谷370番地の７　サンヴィレッジエリカＡ－203号
債務者　米村　春美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９４号
岡山市北区御津金川123番地
債務者　藤原　功平
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５４号
岡山県玉野市田井５丁目38番９号
債務者　立石　りえ
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２号
沖縄県石垣市字宮良14－12　プラザマリン101号
債務者　金城美沙枝（旧姓比嘉・上林）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時30分
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第８５４０号
東京都国分寺市新町１丁目12－14－301
債務者　三竹真里子（旧姓安蒜）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５９８号
東京都足立区千住寿町32－７
債務者　菊地　浩明
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６０５号
東京都葛飾区お花茶屋１丁目19－８－507
債務者　相山　正春
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１６号
東京都豊島区池袋３丁目２－２－302
債務者　米崎　清一
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１８号
東京都品川区大井５丁目４－22－201
債務者　佐々木　昇
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６２１号
東京都足立区鹿浜７丁目26－18
債務者　近藤　涼介
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部